

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省情報流通行政局放送政策課）

項 目 名	放送法の改正に伴う税制上の所要の措置		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）により、NHKの放送番組等に係るインターネット配信がNHKの必須業務となることに伴い、NHKの特定必要的配信の受信を開始した者についてもNHKとの受信契約の締結義務の対象となることから、受信契約に基づき受信料を徴収して行われるNHKの「配信」についても、「放送」と同様の扱いとなるよう、消費税法施行令において所要の措置を講ずる。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 ー (2) 施策の必要性 ー		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・**拡充**・**延長**）

（総務省自治行政局公務員部福利課）

項目名	公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の	<p>社会保障審議会年金部会において検討を行い、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>百万円 (百万円) (百万円)</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公的年金制度については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「公的年金については、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指して、今夏の財政検証の結果を踏まえ、2024年末までに制度改正についての道筋を付ける」とされている。女性や高齢者の就業拡大や、家族構成やライフスタイルの多様化、人手不足の中での労働力確保の要請等を踏まえ、次期年金制度改正に向けて、社会保障審議会年金部会において議論・検討を行い、その結果等を踏まえて働き方に中立的な年金制度の構築等を目指し、公的年金制度の持続可能性を確保する。</p> <p>地方公務員共済組合制度においても、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指し、組合員や年金受給権者である地方公務員等（以下「地方公務員等」という。）の生活の保障又は安定を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地方公務員等の生活の保障又は安定を図るため、社会保障審議会年金部会において次期年金制度改正の内容について検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政策の達成目標	公的年金制度の持続可能性を確保することにより、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		公的年金制度の持続可能性を確保することにより、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室）

項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	
税目	所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9	
要望の内容	適用期限を2年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置等を創設する。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	（精査中）百万円 （▲89,200百万円） （ ー百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置等を創設し、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>
<p>政策の達成目標</p>		<p>我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>労働生産性を2020年度比で5%向上</p>	
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）</p>	

		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>労働生産性を 2020 年度比で 5% 向上</p>																																										
	<p>政策目標の達成状況</p>		<p>令和 5 年度における中小企業者等の労働生産性は 2020 年度比で 4.4% 向上となっている。</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">中小企業の労働生産性の推移</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>労働生産性 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2003年度</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2004年度</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2005年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2006年度</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>2007年度</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2008年度</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>2009年度</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2010年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2011年度</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2012年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2013年度</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2014年度</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2015年度</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2016年度</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2017年度</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>2018年度</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2019年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>2021年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業=資本金1億円未満として集計 ※労働生産性=付加価値(当期末)÷期中平均従業員数(当期末) ※付加価値(当期末)=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純</p>	年度	労働生産性 (百万円)	2003年度	5.4	2004年度	5.2	2005年度	5.3	2006年度	5.1	2007年度	5.2	2008年度	5.1	2009年度	5.2	2010年度	5.3	2011年度	5.2	2012年度	5.3	2013年度	5.4	2014年度	5.5	2015年度	5.6	2016年度	5.6	2017年度	5.7	2018年度	5.5	2019年度	5.3	2020年度	5.20	2021年度	5.3	2022年度	5.43
年度	労働生産性 (百万円)																																												
2003年度	5.4																																												
2004年度	5.2																																												
2005年度	5.3																																												
2006年度	5.1																																												
2007年度	5.2																																												
2008年度	5.1																																												
2009年度	5.2																																												
2010年度	5.3																																												
2011年度	5.2																																												
2012年度	5.3																																												
2013年度	5.4																																												
2014年度	5.5																																												
2015年度	5.6																																												
2016年度	5.6																																												
2017年度	5.7																																												
2018年度	5.5																																												
2019年度	5.3																																												
2020年度	5.20																																												
2021年度	5.3																																												
2022年度	5.43																																												
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>(適用期間内における適用件数見込み) 令和 5 年度 22,524 件 令和 6 年度 22,479 件 ※令和 4 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>																																											
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>		<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p>																																										

			<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているもの。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和6年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置		<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるとされている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
		要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>令和2年度：23,079件 令和3年度：23,919件 令和4年度：22,569件</p> <p>【減収額】</p> <p>令和2年度：768億円 令和3年度：914億円 令和4年度：892億円</p>

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5 適用件数：特別償却 14,973 件 税額控除 7,596 件 適用額：特別償却 5,005 億円 税額控除 120 億円 ※令和 4 年度の適用状況</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和 5 年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表*されている。</p> <p>※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を検証する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 5 年度における中小企業者等の設備投資は 13 兆円となっている。</p> <p>令和 2 年に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少したが、現在は回復期で好転の兆しもある。</p> <p>一方で、人手不足、物価高・価格転嫁の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。</p>

		<p>(兆円)</p> <h3 style="text-align: center;">設備投資額の推移（年間）</h3> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>設備投資額の推移（年間）データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.5</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>2022</td><td>31.5</td><td>11.9</td></tr> <tr><td>2023</td><td>34.0</td><td>12.6</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (年)</p> <p>(注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p>	年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.5	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.5	10.8	2022	31.5	11.9	2023	34.0	12.6
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																									
2006	37.0	12.9																																																									
2007	39.0	14.3																																																									
2008	37.0	12.9																																																									
2009	30.0	9.1																																																									
2010	25.0	9.6																																																									
2011	25.0	9.4																																																									
2012	25.5	9.2																																																									
2013	25.0	9.0																																																									
2014	26.0	9.8																																																									
2015	28.0	10.7																																																									
2016	29.0	11.3																																																									
2017	30.0	11.4																																																									
2018	32.0	11.2																																																									
2019	34.0	11.4																																																									
2020	33.0	10.7																																																									
2021	30.5	10.8																																																									
2022	31.5	11.9																																																									
2023	34.0	12.6																																																									
<p style="text-align: center;">これまでの 要望経緯</p>		<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を 改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで)</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び 適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで)</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等の ために行う設備投資を追加</p> <p>令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための 設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで)</p> <p>令和 5 年度 2 年間の延長 (令和 7 年 3 月末までの適用期間の延 長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号 資産マイニング業 (主要な事業であるものを除 く) の用に供する機械装置でその管理のおおむね 全部を他の者に委託するものを除外</p>																																																									

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3		
要 望 の 内 容	適用期限を2年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	一百万円 (▲46,300百万円) (一百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>

租税特別措置の適用又は延長期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

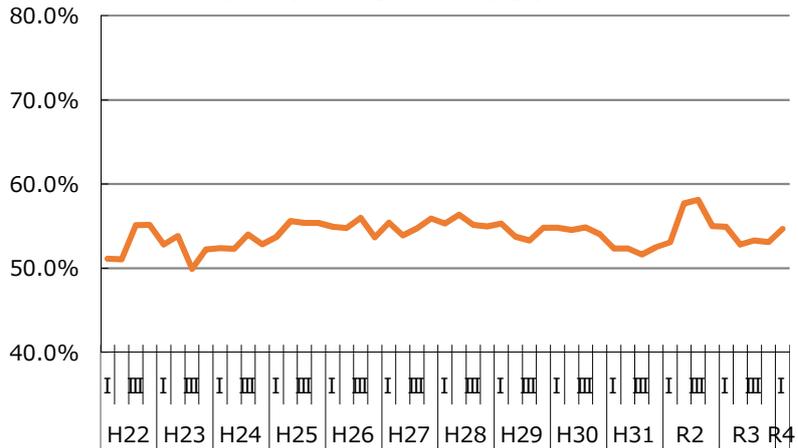
同上の期間中の達成目標

- ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上
80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。
- ②設備投資実施企業割合の向上
30%以上の水準を維持する。
- ③生産・営業用設備DI
設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。

政策目標の達成状況

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。

中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率

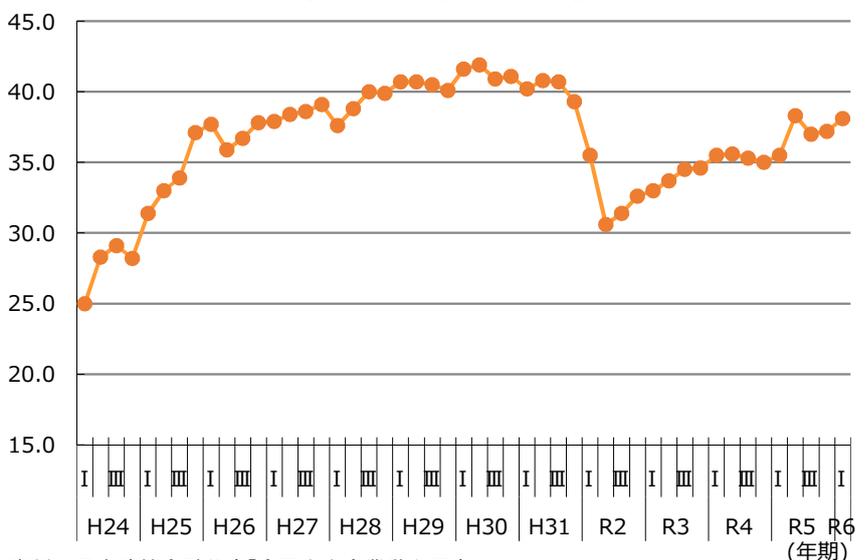


資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。 (年期)

キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。

設備投資実施割合の推移



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

		<p>(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移</p> <p>資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」</p> <p>(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。</p> <p>(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用期間内における適用件数見込み)</p> <p>令和5年度 50,290件 令和6年度 50,190件</p> <p>※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和6年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格</p>

		の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%））を利用できる税制となっている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和 2 年度 : 49,060 件 令和 3 年度 : 51,857 件 令和 4 年度 : 50,593 件 【減収額】 令和 2 年度 : 463 億円 令和 3 年度 : 501 億円 令和 4 年度 : 463 億円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第 42 条の 6、第 68 条の 11 適用件数：特別償却 21,339 件 税額控除 29,254 件 適用額：特別償却 1,814 億円 税額控除 189 億円 ※令和 4 年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 令和 5 年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。 ※公表ページ 総務省ホームページ

		<p>租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果をj確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8ト以上→3.5ト以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成22年度 2年間の延長（平成24年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成24年度 2年間の延長（平成26年3月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p>

	<p>平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。</p> <p>令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外。</p>
--	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（総務省情報流通行政局地域通信振興課沖縄情報通信振興室）

項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等	
税目	法人税	
<p style="text-align: center;">要 望 の 内 容</p>	<p>【延長】 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、以下の課税の特例について、適用期限（令和7年3月31日）から2年間の延長を要望する。</p> <p>（情報通信産業振興地域） ア 投資税額控除（法人税） ・対象地域内において情報通信業務用設備を新設又は増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (ア) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの 8% (イ) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの 15% ・法人税額の20%が上限額（繰越4年）、取得価額の上限額20億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>（情報通信産業特別地区） イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度） ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後10年間）</p> <p>【その他】 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜内閣府及び経済産業省と共同要望＞</p>	
	<p style="text-align: right;">平年度の減収見込額</p> <p style="text-align: right;">（制度自体の減収額）</p> <p style="text-align: right;">（改正増減収額）</p>	<p style="text-align: right;">百万円</p> <p style="text-align: right;">（ ▲100百万円）</p> <p style="text-align: right;">（ 百万円）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする</p>	<p>(1) 政策目的 沖繩の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖繩の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖繩における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖繩における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和47年に沖繩が本土に復帰して以来、政府が、沖繩振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖繩振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖繩振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖繩振興のための施策の一つであり、平成10年度に情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖繩の情報通信産業の振興を図ったものである。 今回の要望は、沖繩振興特別措置法の規定に基づく情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域における課税の特例について延長等を行うものであり、これまで一定の成果を挙げてきた情報通信関連産業の集積に加え、対象事業への追加、認定要件への従業員給与水準向上の追加等により、より効果的に沖繩の情報通信産業の振興を図っていくこととしている。 本特例措置を拡充・延長することにより、引き続き、沖繩の情報通信産業の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>																										
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1039 552 1234"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="552 1039 1498 1234"> <p>【政策】 V. 情報通信（ICT 政策） 【施策】 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1234 552 1451"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="552 1234 1498 1451"> <p>1 達成目標 ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・税制を活用した新規立地企業の数 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1451 552 1585"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="552 1451 1498 1585"> <p>令和9年3月31日までの2年間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1585 552 1720"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="552 1585 1498 1720"> <p>・税制を活用した新規立地企業数 2社以上／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を毎年1.2%以上向上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1720 552 2134"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="552 1720 1498 2134"> <p>本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。</p> <table border="1" data-bbox="592 1888 1430 2085"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の情報通信関連企業(社)</td> <td>531</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖繩県調べ。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】 V. 情報通信（ICT 政策） 【施策】 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>1 達成目標 ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・税制を活用した新規立地企業の数 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和9年3月31日までの2年間</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・税制を活用した新規立地企業数 2社以上／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を毎年1.2%以上向上</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。</p> <table border="1" data-bbox="592 1888 1430 2085"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の情報通信関連企業(社)</td> <td>531</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖繩県調べ。</p>		令和4年度	令和5年度	県内の情報通信関連企業(社)	531	563	情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0	税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】 V. 情報通信（ICT 政策） 【施策】 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>																										
<p>政策の達成目標</p>	<p>1 達成目標 ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・税制を活用した新規立地企業の数 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率</p>																										
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和9年3月31日までの2年間</p>																										
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・税制を活用した新規立地企業数 2社以上／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を毎年1.2%以上向上</p>																										
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。</p> <table border="1" data-bbox="592 1888 1430 2085"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の情報通信関連企業(社)</td> <td>531</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖繩県調べ。</p>		令和4年度	令和5年度	県内の情報通信関連企業(社)	531	563	情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0	税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5											
	令和4年度	令和5年度																									
県内の情報通信関連企業(社)	531	563																									
情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0																									
税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1																									
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5																									

有効性	要望の措置の適用見込み	今後は平年度で所得控除1件、投資税額控除1件の適用を見込む。																							
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果が期待され、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																							
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の資産割の課税標準の特例 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
	要望の措置の妥当性	<p>情報通信産業振興地域・特別地区においては、対象事業が特定情報通信事業を含めた情報通信産業の一部と多岐にわたり、該当する企業の規模やビジネス形態等多様である。これらの企業に対し、当該地域への立地誘引や設備投資を促す効果的な手段としては、特定企業を対象とした予算・補助金等の措置ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対処し、全ての対象事業の企業に対し制度が保証される税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業の振興や自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>																							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用法人数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用法人数(件)</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>526</td> <td>104</td> <td>1,032</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3年度～R4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5年度は沖縄県調べにおける適用額に基づいて試算。</p>			R3年度	R4年度	R5年度	所得控除	適用法人数(件)	1	1	1	減収額(百万円)	1	1	1	投資税額控除	適用法人数(件)	13	8	23	減収額(百万円)	526	104	1,032
			R3年度	R4年度	R5年度																				
所得控除	適用法人数(件)	1	1	1																					
	減収額(百万円)	1	1	1																					
投資税額控除	適用法人数(件)	13	8	23																					
	減収額(百万円)	526	104	1,032																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>過去3年間の適用実態調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数(件)</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td> <td>569</td> <td>526</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠条文：42の9、60、68の13、68の63</p>			R2年度	R3年度	R4年度	所得控除	適用件数(件)	1	1	1	控除額(百万円)	2	3	2	投資税額控除	適用件数(件)	19	13	8	控除額(百万円)	569	526	104	
		R2年度	R3年度	R4年度																					
所得控除	適用件数(件)	1	1	1																					
	控除額(百万円)	2	3	2																					
投資税額控除	適用件数(件)	19	13	8																					
	控除額(百万円)	569	526	104																					

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

【令和4年度から令和6年度における測定指標】
 ・本制度を活用した新規立地企業の数 7社以上/年
 ・本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

測定指標である税制を活用した新規立地企業数については、各年度1件の活用となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている。

本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2
税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	—	—	—
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	—	74.5	—	—	—

※実績については沖縄県調べ。

前回要望時の達成目標

1 達成目標
 ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加
 ・情報通信関連企業の労働生産性向上
 2 測定指標
 ・税制を活用した新規立地企業の数 7社以上/年
 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

令和4年度に設定した測定指標について、新規立地企業数については目標を満たせなかったものの、労働生産性上昇率については達成している。
 新規立地企業数について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、沖縄県への企業進出が控えられたことが要因の一つと考えられる。

これまでの要望経緯

平成10年度
 ・情報通信産業振興地域の創設
 平成14年度
 ・5年間延長
 ・情報通信産業特別地区の創設
 平成19年度
 ・5年間延長
 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充
 (常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和)
 平成24年度
 ・5年間延長
 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超） <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>平成31年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間延長 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
--	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省 地域力創造グループ 地域政策課）

項目名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長		
税目	法人税		
要 望 の 内 容	《現行制度の概要》 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。 《要望の内容》 デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとする観点から、企業版ふるさと納税について、税の軽減効果（寄附額の最大約9割）を維持した上で、令和6年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間（令和11年度まで）延長する。 《関係条項》 ・ 租税特別措置法第42条の12の2 ・ 租税特別措置法施行令第27条の12の2 ・ 租税特別措置法施行規則第20条の8		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	- 百万円 （▲1,300 百万円） （ - 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る	(1) 政策目的 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。 (2) 施策の必要性 本税制については、平成28年度の制度創設以降、企業が寄附の依頼や事業への共感等を踏まえて地方公共団体に寄附することにより、観光振興や移住・定住、デジタル化などの事業を促進する優れた事例が出てきている。また、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、企業からの寄附金額・寄附件数が大幅に増加するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成28年度から令和5年度までの累計で1,536団体となった。 政府は「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金等の還流を促進することとされていることから、本税制はデジタル田園都市国家構想の実現に向けた重要な施策であるといえる。 また、上述のとおり、本税制は企業・地方公共団体の間で着実に浸透しつつあり、企業や地方公共団体から本税制の延長を求める声が寄せられている。 このような状況を踏まえ、デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとする観点から、企業版ふるさと納税について、税の軽減効果（寄附額の最大約9割）を維持した上で、税額控除の特例措置を延長することが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>令和7年度概算要求における政策体系図 【基本計画（令和5年3月策定）】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）</p> <p>デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版） （令和5年12月26日閣議決定） 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向 1. 取組方針 （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ②人の流れをつくる （施策の方向） 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】 このほか、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である企業版ふるさと納税について、地方公共団体と企業のマッチング等によってその更なる活用を図るとともに、企業の即戦力人材の地方への流れを創出する地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を拡充するなど、官民連携を一層推進し、地方への資金や人材の還流を促進する。</p> <p>デジタル田園都市国家構想総合戦略 （令和4年12月23日閣議決定） 第4章 各分野の施策の推進 1. 分野横断的な施策の推進 ②地方への資金の流れの創出・拡大 【具体的な取組】 （b）企業版ふるさと納税の一層の活用促進 ・地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するため、関係省庁等とも連携しつつ、企業と地方公共団体とのマッチング会の開催や制度の周知を行うとともに、地域別のマッチング会の開催を支援する。あわせて、企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィスの整備等を促進するための事例集・手引きの作成等を行うとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を行うことにより、一層の活用促進を図る。</p> <p>2. 分野別の施策の推進 （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ⑤その他の関連重要施策 イ 地方公共団体等における多様な人材の確保 【具体的な取組】 （a）地方公共団体への人材派遣等 ・企業版ふるさと納税（人材派遣型）について、デジタル人材の育成・確保にも資するよう、デジタル分野を含む活用事例を地方公共団体や経済団体等に提供すること等により、一層の活用促進を図る。</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>下記の観点を踏まえ、令和11年度までに、本税制を活用した事業（計画）の目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 <p>達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標（KPI）とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業（計画）の目標の達成状況とする。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>5年間（令和7年度～令和11年度）</p>

	同上の期間中の達成目標	<p>本税制を活用した事業（計画）について、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）を8割以上とする。</p> <p>また、上記目標を補完するものとして、本税制を活用したことのある累計地方公共団体数及び地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握する。</p>
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）の割合（令和5年度実績） 81% 本税制を活用したことのある地方公共団体数 1,536 団体（平成28年度～令和5年度累計） 寄附額（平成28年度～令和5年度累計） 1,246.5 億円
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置は、地方公共団体の行う地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合の優遇措置であり、企業の負担を軽減することにより、民間の資金を投入した地方創生事業が推進され、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることが期待される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としており、地域再生基本方針においては地域再生の意義を「地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である」としている。</p> <p>本税制は、国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくことに加え、地方公共団体間の競争を促進することを目的としていることから、地域再生法の目的及び地域再生基本方針における地域再生の意義に照らしても、本税制の延長は極めて妥当であるということが出来る。</p> <p>また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金等の還流を促進することとされ</p>

			<p>ていることから、令和7年度以降も本制度を存置することが必要である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成28年度～令和4年度の適用実績は以下のとおり。</p> <p>【平成28年度】 単体法人・・・56件、5,985千円 連結法人・・・2件、110千円</p> <p>【平成29年度】 単体法人・・・109件、26,971千円 連結法人・・・7件、482千円</p> <p>【平成30年度】 単体法人・・・164件、37,564千円 連結法人・・・6件、232千円</p> <p>【令和元年度】 単体法人・・・176件、62,080千円 連結法人・・・12件、2,497千円</p> <p>【令和2年度】 単体法人・・・358件、302,638千円 連結法人・・・14件、96,770千円</p> <p>【令和3年度】 単体法人・・・922件、861,354千円 連結法人・・・26件、73,331千円</p> <p>【令和4年度】 単体法人・・・1,498件、1,272,063千円 連結法人・・・12件、58,949千円</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置の適用実績に同じ。</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>企業が寄附の依頼や事業への共感等を踏まえて地方公共団体に寄附することにより、観光振興や移住・定住、デジタル化などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このように、企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、民間のノウハウを取り入れることによる事業の質の向上をもたらし、地方公共団体における安定的な財源確保にも役立つほか、企業と地方公共団体の連携を強化するものとして効果的なものである。</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達している</p>	<p>これまでに本税制を活用したことのある地方公共団体は平成28年度～令和5年度の累計で1,536団体に上り、寄附額も同じく平成28年度～令和5年度の累計で1,246.5億円となるなど、本税制を活用した事業の目標の達成において大きな効果があったといえる。一方で、デジタル田園都市国家構想の実現及び地</p>	

	ない場合の理由	方創生の更なる充実・強化のためには、引き続き本税制による後押しが必要である。
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度：新設 ・平成31年度：運用改善の実施 ・令和2年度：適用期間の延長及び税制優遇措置の拡充等 	

項目名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	<p>【要望】 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）について、適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p>										
	<p>【現行制度】 1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超 5,000万円以下</td> <td>5,000万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上		
資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上								
<p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合</p>											
<p>【関係条文】 ・ 半島振興法第9条の2、第16条 (所得税) ・ 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号 ・ 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項及び第24項 ・ 租税特別措置法施行規則第5条の13第7項、第8項及び第9項 (法人税) ・ 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号 ・ 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項及び第25項 ・ 租税特別措置法施行規則第20条の16第7項、第8項及び第9項</p>											
<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>		<p>－ 百万円 (▲200 百万円の内数) (－ 百万円)</p>									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資促進を図り、地域経済の活性化や雇用の確保を行い、人口流出の抑制を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>半島地域においては、地理的条件不利性により事業活動への制約があり、人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、民間事業者による投資促進を通じて事業の継続又は拡大を図ることで、雇用の場の確保や人口流出の抑制、地域経済の活性化が必要である。</p> <p>このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業は基幹産業である。また、三方を海に囲まれ山がちな半島地域においては、地域特有の条件不利性の克服のためにデジタル技術の活用が特に有用であり、ICTを活用した生活サービスの向上などの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、地域経済の活性化や雇用の確保の維持・拡大はもとより、半島地域課題解決に寄与することで人口流出抑制が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【半島振興法】</p> <p>第一条 この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。</p> <p>2 国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。</p> <p>第十六条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2024】</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>5. 地方創生及び地域における社会課題への対応</p> <p>(3) 地方活性化及び交流の拡大</p>

		<p>(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p> <p>【令和7年度概算要求における政策体系図】 基本計画(令和5年3月策定) Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
	政策の達成目標	<p>(政策体系における政策目的に係る目標)【既設】 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p> <p>(租税特別措置により達成しようとする目標)【新設】 測定指標 半島地域における事業所数(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等) 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	<p>【既設分】 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p> <p>【新設分】 半島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。 本税制の対象地域における事業所数 令和3年:2,538事業所→令和8年:2,469事業所 平成28年～令和3年の本税制の対象地域における事業所の減少率から算出した令和8年の事業所数は2,469事業所である。事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、目標値をその値以上とする。</p>
	政策目標の達成状況	<p>【既設分】 令和5年の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、1.02となっている。 ※コロナ禍による人口移動が著しく少ない期間含む</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年度73件 令和7年度70件 令和8年度65件 ※ 令和6年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和7年度及び令和8年度分は令和6年度分の数値を基に算出した推計値。</p>
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は半島にとっての基幹産業又は成長産業であり、半島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置により事業者の設備投資を促進し、地域内外からの投資が活発化することで、半島地域の事業所数の維持・拡大(新設目標)に対して効果がある。</p> <p>例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が事業者の設備投資の結果、生産性を向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数確認できる。</p> <p>また、半島地域における事業所数の維持・拡大を大前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、既設目標の達成にも効果が見込まれる。具体的には、本特例措置を適用した設備投資を行った結果、新規雇用に至った事例が複数確認できる。</p>

	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 																		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>① 半島振興広域連携促進事業 78百万円 ② 都市・地域づくり推進調査費 8百万円 (令和7年度概算要求額)</p>																		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>①半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 ② 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。</p> <p>上記①②のソフト施策に対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生み出されることが期待される。</p>																		
	要望の措置の妥当性	<p>上記の予算上の措置が半島地域に係る一体的・広域的な取組を支援するものであるのに対し、本特例措置は民間事業者による設備投資を直接的に促進し、事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域における事業所数を維持・拡大するという新設目標を達成するための施策としての妥当性は高いと考えられる。 また、本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものに限定された措置であることから必要最小限度の措置である。 また、半島地域では、事業活動が制約されることから、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが求められ、本特例措置を存置する必要がある。</p>																			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>195件 (185件)</td> <td>2,201百万円 (1,815百万円)</td> <td>511百万円 (421百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>151件 (172件)</td> <td>1,979百万円 (1,687百万円)</td> <td>459百万円 (391百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>88件 (163件)</td> <td>801百万円 (1,599百万円)</td> <td>186百万円 (371百万円)</td> </tr> </tbody> </table>					適用件数	適用額	減収額	令和3年度	195件 (185件)	2,201百万円 (1,815百万円)	511百万円 (421百万円)	令和4年度	151件 (172件)	1,979百万円 (1,687百万円)	459百万円 (391百万円)	令和5年度	88件 (163件)	801百万円 (1,599百万円)	186百万円 (371百万円)
			適用件数	適用額	減収額																
令和3年度	195件 (185件)	2,201百万円 (1,815百万円)	511百万円 (421百万円)																		
令和4年度	151件 (172件)	1,979百万円 (1,687百万円)	459百万円 (391百万円)																		
令和5年度	88件 (163件)	801百万円 (1,599百万円)	186百万円 (371百万円)																		
<p>【出典】 適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。</p>																					

		<p>※括弧内は前回要望時の見込値</p> <p>【令和5年度実績が前回要望時の見込値と乖離している理由】 前回要望時は過疎地域を含む見込値を算出していたが、令和5年度からは過疎地域を除くこととしたため。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却</p> <p>① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条</p> <p>② 適用件数 令和2年度：73件 令和3年度：69件 令和4年度：58件</p> <p>③ 適用総額 令和2年度：688百万円 令和3年度：618百万円 令和4年度：390百万円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は半島振興において重要としている業種における設備投資を促進し、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、半島における就業機会の維持・創出、ひいては社会減の抑制を図るために措置されたものである。具体的にも、本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域内外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>これらを踏まえれば、当該特例措置が、半島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和4年度の政策目標(半島地域における社会増減率過去5ヶ年平均との比)に係る指標値については、0.84となっており、過去5ヶ年平均との比を1.00未満とするという政策目標を達成したようにもみえるものの、令和4年度の指標値の算出に当たっては、コロナ禍の影響を受けた数値が含まれている点を加味する必要がある。具体的には、コロナ禍においては、コロナ禍以前と比較して人口移動が著しく少ない期間であり、社会増減率の比を算出する根拠として適当ではなく、コロナ禍前の社会増減の傾向も考慮すべきと考えられる。この点、平成26年から令和元年までの社会増減率を使用して政策目標に係る指標値を計算すると、1.15(=令和元年の社会増減率/平成26から30年までの社会増減率の5ヶ年平均)となることから、仮に、コロナ禍の影響がなく従前の社会増減の傾向が継続していたとすると政策目標の達成はできていなかったと考えられる。</p>
	これまでの要望経緯	<p>昭和61年度 創設 (機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超)</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長 (1,900万円超)</p> <p>平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 (2,300万円超)</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ (機械等 14/100→13/100)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長 (機械等 12/100 建物等 6/100)</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 (機械等 12/100→11/100)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 (2,500万円超)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p>

	(機械等 11/100→10/100)
	旅館業の追加
	(過疎地域に類する地区：建物等 7/100)
平成 19 年度	適用期限の 2 年延長
	(旅館業：建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)
平成 21 年度	適用期間の 2 年延長
平成 23 年度	適用期限の 2 年延長
	旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
平成 25 年度	割増償却へ改組
	旅館業、情報サービス業等の追加
	取得価額要件の引下げ
	(2,000 万円超→500 万円以上)
平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
令和元年度	適用期限の 2 年延長
令和 3 年度	適用期限の 2 年延長
	(対象資産の取得価額が一定の金額以上であること との要件における取得価額を法人税法等の規定に よる圧縮記帳の適用後の金額とする)
令和 5 年度	適用期限の 2 年延長
	(過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別 措置法に基づく過疎税制適用地区を除外)

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省 地域力創造グループ 地域振興室）

項目名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	<p>【要望】 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法第4条第3項及び第4項の規定に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定められた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p>										
	<p>【現行制度】 1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>5,000万円以下</td> <td>5,000万円超1億円以下</td> <td>1億円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上		
資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上								
<p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が500万円以上である場合</p>											
<p>【関係条文】 ・離島振興法第4条、第19条 (所得税) 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第24項 租税特別措置法施行規則第5条の13第8項及び第9項 (法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第25項 租税特別措置法施行規則第20条の16第8項及び第9項</p>											
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円 (▲200百万円の内数) (— 百万円)</p>									

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>離島においては、四方を海に囲まれていることにより、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額になるなど、多くの社会的・自然的条件不利性を抱えており、島内の事業所数は全国平均よりも大幅な減少傾向が続いている。また、社会減による人口流出・人口減少も続いており、離島振興法の目的である無居住離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図るためには、島内での事業活動の継続・拡大を図ることで、島内の雇用を維持し、人口減少を最小限度に防止することが必要である。</p> <p>特に、離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業は、離島の事業所数・従業者数のうち多くを占める基幹産業である。また、四方を海に囲まれた離島においては、デジタル技術の活用が特に有用であり、ICTなどの新技術の実装を図るスマートアイランドの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、雇用の維持・拡大はもとより、離島の地域課題解決に寄与することで、定住促進・人口減少の抑止が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。</p> <p>現在、本税制の対象である全ての離島振興対策実施地域において、都道府県が定める離島振興計画に産業振興事項が規定されており、これまで、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移及び就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、令和5年の離島振興法改正において離島振興計画に産業振興事項が追加されたことも踏まえ、産業振興を図るため、予算措置も通じて離島への企業誘致等に取り組んでいるが、新型コロナウイルスの影響から近年特に事業所数の落ち込みが大きく、離島における雇用の場が失われている。離島にとって重要な島内での事業者の事業継続・事業拡大を図るため、地域内の事業者による投資を促進するとともに、地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性

		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	<p>【既設分】 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度：333千人 →令和14年度：目標値263千人 平成25年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口減少傾向を加味して算出した令和14年度末の当該地域の人口推計値は263千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p>【新設分】 離島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。 本税制の対象地域における事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。 （平成28年～令和3年の本税制の対象地域における事業所の減少率から算出した令和8年度の事業所数は780事業所である。事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、今後5年間の増減率が直近5年間増減率を上回る目標値とする。）</p>
	政策目標の達成状況	離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和5年度の人口は325千人であった。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。</p> <p>令和6年度 2件 令和7年度 2件 令和8年度 2件</p>
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		<p>本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置により設備投資が促進されることで、事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p> <p>実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなった事例も見られ、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、本税制は離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。</p>	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 （減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・離島振興法第20条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>①公共事業予算の一括計上 44414百万円 ②離島活性化交付金 1208百万円 ③離島振興調査費 166百万円 （令和7年度概算要求額）</p>	

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、自治体を実施する企業誘致活動等に関しては令和5年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体を実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。</p> <p>それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することを目的として実施するものであり、就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。</p>																
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>離島は、四方を海等で囲まれ、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="564 981 1490 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年</td> <td>32件 (28件)</td> <td>57百万円 (94百万円)</td> <td>13百万円 (21百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>31件 (36件)</td> <td>47百万円 (67百万円)</td> <td>11百万円 (15百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>27件 (41件)</td> <td>38百万円 (79百万円)</td> <td>9百万円 (18百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「適用件数」及び「適用額」は関係都道府県への調査での確認書をもとに算出。 ※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。 ※括弧内は前回要望時の見込値</p> <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p><令和4年度調査結果> ①租税特別措置法の条項第45条 ②適用件数 令和2年度：8件 令和3年度：7件 令和4年度：12件 ③適用総額 令和2年度：42百万円 令和3年度：43百万円 令和4年度：45百万円</p> <p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p> <p>実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなっており、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られてお</p>		適用件数	適用額	減収額	令和3年	32件 (28件)	57百万円 (94百万円)	13百万円 (21百万円)	令和4年	31件 (36件)	47百万円 (67百万円)	11百万円 (15百万円)	令和5年	27件 (41件)	38百万円 (79百万円)	9百万円 (18百万円)
	適用件数	適用額	減収額																
令和3年	32件 (28件)	57百万円 (94百万円)	13百万円 (21百万円)																
令和4年	31件 (36件)	47百万円 (67百万円)	11百万円 (15百万円)																
令和5年	27件 (41件)	38百万円 (79百万円)	9百万円 (18百万円)																

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課）

項目名	AI分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置の検討								
税目	—								
要望の内容	<p>産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="901 790 1487 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	—								
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）								
（改正増減収額）	（－ 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 AI分野における国内投資の継続的な拡大により、我が国の生産性向上・産業競争力の強化及び経済安全保障に資するAI技術の社会実装を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 構造的な人手不足に直面する我が国では、AIの利活用を通じた生産性向上が急務であり、一部産業においてはAIの実装が始まりつつある。こうした社会実装を加速化させるためには、AI分野の国内投資を促進する必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT 政策） 4. 情報通信技術利用環境の整備
		政策の達成目標	我が国の生産性向上に資する AI 技術の社会実装を促進するため、日本国内における AI の利活用に必要な国内投資を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—